

## 神戸市域交通圏タクシー特定地域協議会適正化分科会設置要領（案）

制定 平成 年 月 日

## （目的）

第1条 神戸市域交通圏タクシー特定地域協議会（以下、「協議会」という。）における特定地域計画の作成に係る適正化の実施計画を定めるための議論を迅速かつ円滑に運営するため、協議会設置要綱第6条に基づき分科会を設置する。

## （分科会の委員）

第2条 分科会の委員は、協議会設置要綱第4条の構成員のうち、以下に掲げる者とする。

- (1) タクシー事業者等
- (2) 労働組合等
- (3) 学識経験者

## （分科会に付議すべき事項）

第3条 分科会においては、以下の事項について議論するものとする。

- (1) タクシー事業の適正化に関し、協議会が指示し又は委任した事項。
- (2) その他会長が必要と認めた事項。

## （分科会の運営）

第4条 分科会に会長をおき、協議会会長が務める。

- 2 分科会には事務局を設置し、協議会事務局が務める。
- 3 会長は、必要に応じて開催することができるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、第2条に掲げる委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 5 分科会は、非公開とする。
- 6 分科会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 7 会長は、分科会の議事内容を協議会に報告するものとする。

## （その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。